

# 中池見湿地

なかいけみしち

福井県敦賀市



①南東から見た中池見湿地



[登録番号] 2057

[登録年月日] 2012年7月3日

[面積] 87ha

[湿地のタイプ] 3:灌漑地。灌漑用水路、水田を含む、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度] 国定公園特別地域

[国際登録基準] 1, 2, 3



## 湿地の概要

中池見湿地は、福井県南西部の敦賀湾に面している敦賀市のほぼ中央にあり、周辺を天筒山、中山、深山の三山に囲まれた低層湿原である。過去の活発な断層運動と地殻変動により水系がせき止められ、袋状となった谷に泥炭が堆積してできあがった「袋状埋積谷」という独特的の地形が大きな特徴で、湿原中央部には地下約40mにおよぶ、ほぼ連続した泥炭層が堆積している。この泥炭から、過去約5

万年の気候変動、植生変化を分析することができる。

また、江戸時代にはじまったといわれる低層湿原の新田開発により、湿地には大小の水路が張りめぐらされ、水田と水たまりとがモザイク状に組み合わさることにより、多様な水辺環境がつくれられ、そうした変化に富んだ環境が多様な植物相や動物相を育んでいる。

## 湿地にかかわる動植物

中池見湿地は、泥炭層の厚い湿地であるため、「深田」というぬかるみが深い湿田となった。「深田」では機械化はなかなか進まず、伝統的な農業形態による水田耕作が続けられていた。そのため、かつては日本の中山間の農業地帯でどこにでも見られていた植物や動物の多くが絶滅危惧種となっている現在でも、中池見湿地ではミズニラ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサといった貴重な水生植物が育まれている。

トンボ類では、キイロサナエ、サラサヤンマなど、70種を超える種が記録されており、日本国内に生息しているトンボ類のうち約4割が、中池見湿地で確認されている。また、ナカイケミヒメント

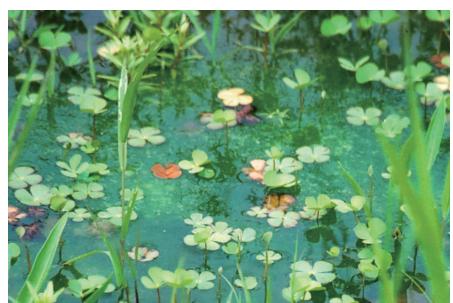
ウは、中池見湿地で発見されたテントウムシで、中池見湿地が福井県内唯一の生息地である。魚類関連では、キタノメダカの種を定義するタイプ標本の産地に選定されている。



③サワオグレマ



②春の中池見湿地



④デンジソウ

## 保全・管理の取組

多様な生きものを育む場としての中池見湿地を維持するため、管理行為は不可欠ではあるが、湿地のほとんどは耕作放棄され、その担い手がないのが現状である。そのため、地元の環境保全団体や敦賀市などが協働し、湿地の保全、維持管理活動を行っている。こうした活動の実施に関しては、2015年から2016年にかけて「敦賀市中池見湿地保全活用計画構想・基本計画及び実施計画」が策定され、同計画の推進のために中池見湿地保全活

用協議会が組織されている。また、地域の学校が環境教育の場として中池見湿地を利用しつつ、外来種の進入状況調査や駆除といった活動を進めている。

そのほか、「江掘り」と呼ばれる水路の底にたまつた植物や泥などをさらい、水路の流れをよくする浚渫作業など、伝統的な水田管理方法による中池見湿地の管理も行われており、さらに、こうした慣行を次世代につなげていく試みもなされている。



⑤伝統的な水路管理の江掘り



⑥中池見人と自然のふれあいの里



⑦園内散策・観察用の木道

## ワイルドユースの取組

中池見湿地は、「中池見人と自然のふれあいの里」として、自然と触れ合う活動の拠点として活用され、花のシーズンとなる春と秋をはじめ、年間約3万人の人々が訪れている。周辺のさまざまな自然情報を提供するビジターセンターや木道、案内看板なども整備されており、こうした施設を活かして、市民向けの観察会や生きもの調査なども実施されている。

ビジターセンターには、中池見湿地の

成り立ちが分かるパネル展示を常設しているほか、湿地を訪れる野鳥の観測場所や湿地を散策する方の休憩場所など幅広い用途で活用されている。

中池見湿地がある東郷地区は市内でも積雪量が多い場所であるため、12月から翌年2月まではビジターセンターは休館するが、「中池見人と自然のふれあいの里」に勤務する職員が休館中も継続して湿地内の巡回を行い、保全に取り組んでいる。

## 関連自治体

敦賀市役所 ☎ 0770-22-8121

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています（日本は、1980年に加入）。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。[https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1:特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7:固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8:魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9:鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

## 中池見湿地(なかいけみしち)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所

写真提供:敦賀市(①③⑥⑦)、NPO法人ウェットランド中池見(②④⑤)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複写することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。

2023.03